平成２９年（フ）第５４号
秋田市土崎港南１丁目１番20号　港南住宅８号、開始決定時の住所秋田市川尻上野町１番39号５
破産者　石垣　克哉
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
滋賀県栗東市辻414番地（107号）ウエストコサカ、前住所滋賀県栗東市御園2626番地
破産者　竹村　　弘
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
広島県庄原市東城町川東1078番地
破産者　羽場　正和
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第６号
広島県三次市畠敷町1684番地５　香川ハイツ１－２
破産者　掛　　哲也
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第２８号
福岡市早良区城西２丁目３番12―201号
破産者　渡邉　大策
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３１１号
福岡市南区寺塚２丁目17番17―503号、前住所福岡市南区長丘２丁目18番１―203号
破産者　高橋　正夫
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６３８号
福岡市博多区大博町２番４―908号
破産者　吉野　晃汰
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４号
群馬県伊勢崎市田中島町1431番地１　県営住宅151
破産者　星野美由紀
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９６号
新潟県長岡市栄町３丁目１番29号
破産者　五十嵐健吉
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
新潟県上越市大字岩木2105番地26　メゾン優207号
破産者　小菅　重郎
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第８６号
新潟県上越市大字五智国分3090－２レオパレスブルーウォーターＡ210号室、破産手続開始決定時の住所新潟県上越市東雲町１丁目５番39号
破産者　久々江謙正
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第９７号
新潟県上越市西城町４丁目11番５号
破産者　阿部　恵子
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３１６号
金沢市上荒屋３丁目７番地３
破産者　南　　大祐
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４６号
静岡県伊東市川奈1290番地の100
破産者　田中　章元
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３４７号
静岡県伊東市川奈1290番地の100
破産者　田中三千代
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
静岡県駿東郡長泉町下土狩307番地
破産者　小坂　彰邦
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
兵庫県淡路市池ノ内1317番地
破産者　川原　揚子
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係